

## 従業員の健康づくりにもう一步踏み出しませんか？

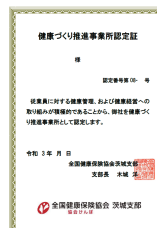
### 従業員の元気は会社の元気！

終わりが見通せない新型コロナウイルスの感染拡大が続く現在は、従業員の健康づくりについて見直したり、始めたりする好機です。協会けんぽ茨城支部では、従業員の健康づくりに取り組む事業所を「健康づくり推進事業所」と認定し、皆さまの健康づくりをサポートしています。

**健康づくり推進事業所の認定を受けるためには、同封の「健康づくり推進宣言書」を郵送またはFAXにてご提出いただく必要があります（すでに認定を受けている事業所は、改めて提出いただく必要はありませんので、「健康づくり推進宣言書」を同封しておりません）。**

すでに従業員の健康に配慮した取り組みを行っており、健康づくり推進宣言をまだされていない場合は、この機会にぜひ「健康づくり推進宣言書」をご提出ください！これから職場で健康づくりを始めようとされている場合も、まず健康づくり推進宣言から始めてみましょう！

### 健康づくり推進事業所認定までの流れ



① 協会けんぽ茨城支部へ「健康づくり推進宣言書」を郵送またはFAXでご提出

② 宣言書到着後、協会けんぽ職員が事業所ご担当者様へお電話でヒアリングを行い、「チェックシート」を作成します。

③ 「チェックシート」と認定証を送付します。（評価は高い順にS～Dの5段階）

※健康づくり推進事業所として認定を受けると、次のステップとして、茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」や国の「健康経営優良法人認定制度」への申請資格が得られます。

### 健康づくり推進事業所の取り組み事例

毎日15時は従業員全員でストレッチ体操

健康づくりの壁新聞を毎月発行中

マラソン大会に従業員仲間たちと出場

禁煙外来費用の補助や禁煙達成者表彰制度を導入

協会けんぽの保健指導で生活リズムを改善

## 健康づくり推進事業所の特典（すべて無料です！）

#### 健康測定機器レンタル

- ★血管年齢測定器
- ★骨健康度測定器
- ★肌年齢測定器 **new**
- ★ストレス測定器 **new**

#### 健康セミナー

- ★スポーツクラブネサンス水戸による肩こり・腰痛対策ストレッチ、椅子ヨガ、ウォーキング

#### お口の健口教室

- ★茨城県歯科医師会の歯科医師・歯科衛生士による歯科の講演と口腔機能検査体験

#### お薬と健康教室

- ★茨城県薬剤師会による薬の正しい飲み方や得する薬の知識、お薬と健康に関する講座

#### メンタルヘルスケア研修会

- ★茨城産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員による講演

#### 治療と仕事の両立支援

- ★茨城産業保健総合支援センターの両立支援促進員による職場復帰支援プラン作成支援

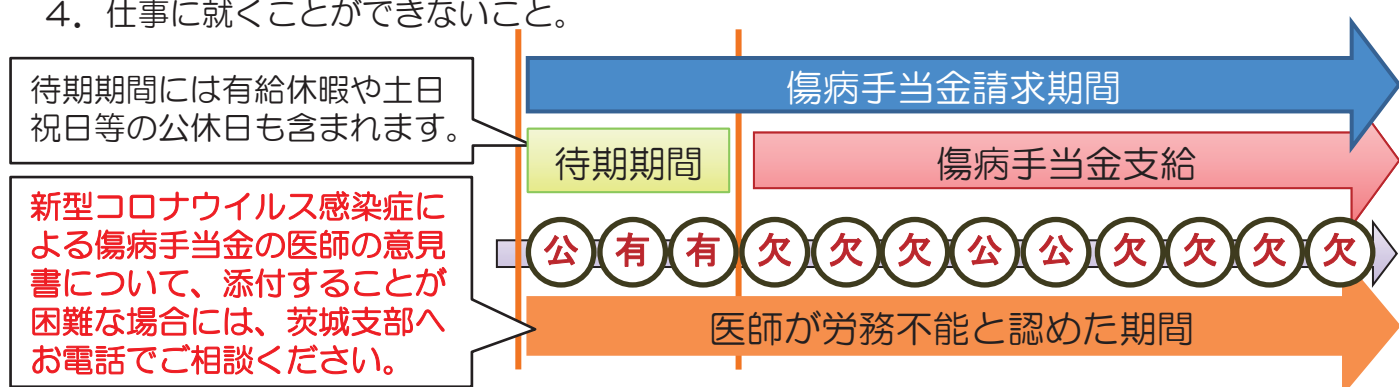
※申込方法等は茨城支部HPをご覧ください。実施の1か月前までに申込が必要なことがあります。

# 新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは感染の疑いで仕事を休んでお給料や休業手当等が支給されなかった場合には、傷病手当金の請求ができます。

## 傷病手当金の受給要件

1. 業務外の事由による病気やケガの療養中のため休業中であること。
2. 連続する3日間（待期間）を含み4日以上仕事に就けなかったこと。
3. 休業した期間について給料や休業手当等の支払いがないこと。
4. 仕事に就くことができないこと。



※1回目の傷病手当金を請求するタイミングは、休業開始日から4日以上経過した最初の給料の締切日を過ぎてからです。

## よくあるお問い合わせ

**Q.** 被保険者に自覚症状はなかったが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されますか？

**A.** 傷病手当金の支給対象となります。

**Q.** 発熱などの症状がある被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染が怖いので医療機関を受診しなかった場合に、医師の意見書の添付がなくても傷病手当金は支給されますか？

**A.** 医師の意見書が添付できない理由としては認められません。医療機関を受診するかどうかについて被保険者が自己判断をせず、医療機関や保健所に相談して指示を受けてください。

**Q.** 被保険者の症状が回復しているにも関わらず、事業主の都合で休ませている期間について傷病手当金は支給されますか？

**A.** 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、症状回復後に事業主都合で休ませている期間は支給されません。

**Q.** 事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給されますか？

**A.** 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため被保険者が労務不能と認められない限り支給されません。

**Q.** 被保険者本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の理由で、被保険者本人が休暇を取得した場合に傷病手当金は支給されますか？

**A.** 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため被保険者が労務不能と認められない限り支給されません。